

特定空家等及び管理不全空家等の認定について

1. 概要

空家等対策の推進に関する特別措置法（以下「空家法」という。）では、「そのまま放置すれば倒壊等著しく保安上危険となるおそれのある状態」等の空家については、「特定空家等」として認定し、助言・指導、勧告、命令及び代執行を行うことができるとされている。

また、令和5年12月には空家法の一部改正法が施行され、「そのまま放置すれば特定空家等に該当することとなるおそれのある状態」の空家については、「管理不全空家等」として認定し、指導、勧告を行うことができるようになった。

本市においては、特定空家等の候補として整理した11件のうち、優先的な対応が求められる2件について、令和6年1月22日に立入調査を実施した。その調査結果に基づき、同年5月9日付けで「特定空家等」及び「管理不全空家等」の認定を行った。

2. 特定空家等の認定

①認定年月日

令和6年5月9日

②特定空家等と認められる理由

屋根葺き材が脱落し、屋根が著しく変形していることから、そのまま放置すれば倒壊等著しく保安上危険となるおそれのある状態であり、建築物が倒壊した場合や建築物の一部が落下した場合等に、自らの敷地内でおさまらず、周辺の建築物、道路及び通行人等にまで影響を及ぼす危険な状況にあるため。

3. 管理不全空家等の認定

①認定年月日

令和6年5月9日

②管理不全空家等と認められる理由

建物が東方向に大きく傾斜しており、また、建築物が倒壊した場合や建築物の一部が落下した場合等に、自らの敷地内でおさまらず、周辺の建築物、道路及び通行人等にまで影響を及ぼすおそれがあることから、そのまま放置すれば特定空家等に該当することとなるおそれのある状態であるため。